

改 平成 六年 三月三十一日条例第一五号 平成二〇年 三月二五日条例第五号
正

平成二四年一〇月一六日条例第四六号 平成二五年 三月二九日条例第四号
埼玉県平和資料館条例をここに公布する。

埼玉県平和資料館条例

(設置)

第一条 県民に戦争の悲惨さ及び平和の尊さを伝えることにより、県民の平和に対する意識の高揚を図り、もって平和な社会の発展に寄与するため、埼玉県平和資料館（以下「資料館」という。）を東松山市大字岩殿字児沢二百四十一番地百十三に設置する。

(業務)

第二条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 戦争及び平和に関する資料（以下この条及び第八条第一項第一号において「資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 資料の調査及び研究に関すること。
- 三 資料の展示及び利用に関すること。
- 四 その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

一部改正〔平成二四年条例四六号〕

(休館日)

第三条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）又は県民の日を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十八号）に規定する日である場合を除く。）
- 二 月曜日が休日である場合の当該月曜日の翌日（当該月曜日に休日が引き続くときは、当該最後の休日の翌日）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成二〇年条例五号〕

(開館時間)

第四条 資料館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(遵守事項及び知事の指示)

第五条 知事は、資料館の入館者の遵守事項を定め、及び資料館の管理上必要があるときは、その入館者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(損害賠償)

第六条 資料館の入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設、設備、又は展示物若しくは物品を損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第七条 知事は、資料館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、資料館からの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第八条 知事は、資料館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第十四条第一項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、資料館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条第一号に掲げる業務（資料の保存に関する業務に限る。）

二 資料館の施設（設備及び物品を含む。第十一条第一項第二号及び第十三条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

追加〔平成二四年条例四六号〕

（指定管理者の指定の手續）

第九条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な資料館の利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うことができること。

三 資料館の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成二四年条例四六号〕

（指定管理者の公表等）

第十条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成二四年条例四六号〕

（管理の基準等）

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うこと。

二 資料館の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、資料館の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成二四年条例四六号〕

（指定の取消し等）

第十二条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第九条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成二四年条例四六号〕

（指定管理者による施設の現状変更等）

第十三条 指定管理者は、資料館の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうと

するときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成二四年条例四六号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十四条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に資料館への入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成二四年条例四六号〕

(利用料金の納付)

第十五条 資料館に入館しようとする者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

一部改正〔平成二四年条例四六号〕

(利用料金の減免)

第十六条 指定管理者は、資料館への入館が公用若しくは公共用又は公益を目的とする場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二四年条例四六号〕

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、資料館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成二四年条例四六号〕

附 則

この条例は、平成五年八月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日条例第十五号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第五号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十月十六日条例第四十六号）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県平和資料館条例（以下この項において「新条例」という。）第八条第一項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第八条第一項、第九条及び第十条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第四号）

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、同年十月一日から施行する。

別表（第十四条関係）

区分	利用料金の上限額	
	個人	団体（二十人以上の場合に限る。）
一般	一〇〇円	一人につき六〇円
大学の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	五〇円	一人につき三〇円

備考 義務教育終了前の者については、無料とする。

一部改正〔平成六年条例一五号・二四年四六号・二五年四号〕